

随意契約理由書

業務名：一級河川 木津川外 水門自動閉鎖設備緊急修繕工事

西大阪治水事務所が所管する安治川水門、木津川水門、尻無川水門、正蓮寺川水門、六軒家川水門、三軒家水門及び出来島水門は、台風時等の高潮や津波時に、河川への水位上昇あるいは逆流を防止するための防潮水門であり、西大阪地域における治水対策としての重要な施設である。

これら水門は、水門自動閉鎖設備を備えており、津波発生時には消防庁から発せられる J アラート信号により自動的に閉鎖されることにより、現地で職員が操作することなく迅速に閉鎖することができる。

現在、この水門自動閉鎖設備について、故障が発生しており、その機能が失われている。水門自動閉鎖設備が動作しないことにより、南海トラフ巨大地震などにより発生した津波に対して水門閉鎖が自動的に行われず、閉鎖の確実性、信頼性が低下しているとともに、職員が直接操作を行い水門閉鎖する必要があるため、閉鎖作業による職員の人命や府民の生命財産に影響を与える。

それらのことから、水門の自動閉鎖機能は常に確保しておく必要があり、機能の回復を目的とした修繕は、緊急を要する。

なお、当該設備の修繕には、機能・構造の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。そのため、当該設備の設計、製作、据付を実施した、三菱電機株式会社から保守点検、補修工事等メンテナンス部門を業務移管されている、西菱電気株式会社が唯一施工可能な企業であり、令和5年5月9日の緊急工事施工依頼書にて令和5年5月10日に依頼を受理した同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により工期内に随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条2項10号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。